

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月16日は3万円、19年7月25日は29万3,000円、同年12月16日は29万6,000円、20年7月25日は30万円、同年12月16日は31万円、22年7月25日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月16日
② 平成19年7月25日
③ 平成19年12月16日
④ 平成20年7月25日
⑤ 平成20年12月16日
⑥ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、同社の破産管財人が保有している申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る賃金台帳（賞与）により、平成18年12月16日は3万円、19年7月25日は30万円、同年12月16日は31万円、20年7月25日は30万円、同年12月16日は31万円、22年7月25日は33万円の賞与が支給され、それぞれ18年12月16日は標準賞与額3万円に相当する厚生年金保険料、19年7月25日は標準賞与額29万3,000円に相当する厚生年金保険料、同年12月16日は標準賞与額29万6,000円に相当する厚生年金保険料、20年7月25日は標準賞与額30万円に相

当する厚生年金保険料、同年12月16日は標準賞与額31万円に相当する厚生年金保険料、22年7月25日は標準賞与額33万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記賃金台帳（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成18年12月16日は3万円、19年7月25日は29万3,000円、同年12月16日は29万6,000円、20年7月25日は30万円、同年12月16日は31万円、22年7月25日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月25日は3万円、同年12月16日は28万6,000円、22年7月25日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月16日
③ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、同社の破産管財人が保有している申立人の申立期間①、②及び③に係る賃金台帳（賞与）により、平成19年7月25日は3万円、同年12月16日は30万円、22年7月25日は35万円の賞与が支給され、それぞれ19年7月25日は標準賞与額3万円に相当する厚生年金保険料、同年12月16日は標準賞与額28万6,000円に相当する厚生年金保険料、22年7月25日は標準賞与額35万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記賃金台帳（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成19年7月25日は3万円、同年12月16日は28万6,000円、22年7月25日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、同社の破産管財人が保有している申立人の申立期間に係る貸金台帳（賞与）により、平成 22 年 7 月 25 日は 35 万円の賞与が支給され、当該賞与から支給額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記貸金台帳（賞与）において確認できる賞与額及び保険料控除額から、35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 35 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社からB営業所への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和 35 年 9 月 1 日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 35 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和 35 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和 35 年 7 月 1 日にC社において被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月21日から15年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成13年2月及び同年3月の給与明細書によると、同年2月は総支給額30万3,510円、支給額25万8,652円、同年3月は総支給額33万8,510円、支給額29万1,382円とされており、また、当該給与からそれぞれ標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年8月から13年1月まで及び同年4月から15年2月までについて、申立人は、給与明細書を所持していないものの、申立人が取引を行っているB銀行から提出された申立期間に係る普通預金取引推移一覧表により、A社から申立人に給与が毎月振り込まれていることが確認できる。当該振込額及び申立期間における保険料率の変更は無かったことなどから、申立人は、給与明細書の無い当該期間においても、給与明細書のある期間と同様に、給与から保険料2万4,290円を控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び普通預金取引推移一覧表において確認又は推認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答が得られず、これを確認できないが、上記給与明細書及び普通預金取引推移一覧表において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年10月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から19年9月1日までの期間、20年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月から同年9月までは44万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年7月までは30万円、同年8月は41万円、20年8月は44万円、22年8月から23年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働

省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで、同年4月から19年8月まで、20年8月及び22年8月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年1月から同年9月までは44万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年7月までは30万円、同年8月は41万円、20年8月は44万円、22年8月から23年1月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで、15年3月、19年9月から20年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、36万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年10月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月から同年9月までは44万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは26万円、19年8月は38万円、22年8月から23年1月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働

省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで、同年4月から16年10月まで、19年8月及び22年8月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年1月から同年9月までは44万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から16年10月までは26万円、19年8月は38万円、22年8月から23年1月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで、15年3月、16年11月から19年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、32万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成14年12月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年12月から15年2月までは30万円、同年3月は24万円、同年4月から16年10月までは30万円、19年8月は47万円、22年8月から23年1月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月21日から同年12月1日まで
② 平成14年12月1日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答及び申立人から提出された給与明細票により、申立人は、平成14年11月21日から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致しており、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は平成14年12月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②のうち、平成14年12月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

3 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成14年12月から16年10月まで、19年8月及び22年8月から23年1月までの標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額から、14年12月から15年2月までは30万円、同年3月は24万円、同年4月から16年10月までは30万円、19年8月は47万円、22年8月から23年1月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明

細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 16 年 11 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 22 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間②のうち、平成 23 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、41 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月は30万円、22年8月から23年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成17年7月1日から23年2月1日までの期間に

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月及び22年8月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、19年8月は30万円、22年8月から23年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年7月から19年7月まで及び同年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、26万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、14 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13 年 1 月から同年 9 月まで、14 年 10 月から 15 年 2 月まで及び同年 4 月から 19 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 23 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年7月までは22万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで、15年3月及び19年9月から23年1月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、24万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、14年5月1日から16年11月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年6月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、14年5月から15年2月までは22万円、同年3月は17万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年10月までは24万円、19年8月は36万円、22年6月は28万円、同年7月から23年1月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」と

いう。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年5月から16年10月まで、19年8月及び22年6月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年9月までは24万円、14年5月から15年2月までは22万円、同年3月は17万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年10月までは24万円、19年8月は36万円、22年6月は28万円、同年7月から23年1月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年4月まで、16年11月から19年7月まで及び同年9月から22年5月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、30万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年8月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録及び同社本部における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和29年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月26日から同年8月5日まで
② 昭和29年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和24年4月に入社してから57年8月に退職するまで33年5か月間ずっと同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る「基本属性・経歴一覧」（以下「人事記録」という。）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録によると、申立人は、昭和27年6月14日から開設室所属、同年8月5日からD支店所属とされているところ、B社は、事業所開設室に所属する期間における厚生年金保険の一般的な取扱いについて、新規開設事業所が適用事業所になるま

で転勤前の事業所において被保険者資格を継続させるため、当該期間については、C支店における被保険者資格が継続される旨回答していることから、申立人のA社同支店における資格喪失日を同年8月5日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当初、B社は不明であると回答していたものの、その後、A社C支店における資格喪失日について、同社D支店における資格取得日と同日の昭和27年8月5日とすべきところを誤って同年6月26日と届け出たものと思われる旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年4月1日に同社D支店から同社本部に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当初、B社は不明であると回答していたものの、その後、A社D支店における資格喪失日及び同社本部における資格取得日を同日とすべきところを誤って届け出たものと思われる旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は4,000円、同年12月15日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る「預金取引明細表1」及び複数の従業員が保有する賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から判断される保険料率及び上記預金取引明細表において確認できる賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年7月15日は4,000円、同年12月15日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間、21年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年9月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月20日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成18年3月20日から23年2月1日までの期間

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月、21年8月及び22年9月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年3月から19年7月まで、同年9月から21年7月まで及び同年9月から22年8月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、26万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、昭和39年9月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続きを行い、その後、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付し、検認印が押された年金手帳を受け取ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立期間後の昭和40年5月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間は過年度となることから、申立期間の保険料は納付書により金融機関等で納付する必要があり、申立人が述べている保険料の納付方法と相違する。

また、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したこと及び申立期間の保険料の納付額に関する記憶が明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から8年9月まで

私は、平成2年6月に夫の健康保険の扶養から外れた後、時期は分からないが区役所で国民年金に関する届出を行った。後日、自宅の郵便ポストに入りきらないほどの国民年金保険料の納付書が届いたので、その納付書で過去の未納保険料と届出をした月以降の保険料の2か月分を毎月自宅に訪ねてくる金融機関等の職員を通して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が行ったとする「国民年金に関する届出」は、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続であったと考えられ、申立期間は平成10年11月2日に第1号被保険者へ種別変更されるまでは、昭和61年4月1日から連続した第3号被保険者期間として記録管理されていたことがオンライン記録で確認でき、この種別変更処理日時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、保険料の納付開始時期に関する記憶が明確ではなく、上記種別変更処理日時点で納付可能な申立期間直後の平成8年10月から10年3月までの過年度保険料を分割して納付し、同年4月以降の現年度保険料とおおむね同月に納付していることがオンライン記録で確認できることを踏まえると、申立内容は申立期間直後の保険料に係る納付行動と符合する。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、国民年金に加入しておいた方が良いと知人に勧められたので昭和 60 年頃に国民年金に加入し、2 年分の国民年金保険料を遡って納付した。その後は定期的に金融機関で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、平成 2 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳の国民年金の記録欄の「被保険者となった日」には、「昭和 58 年 4 月 1 日」と記載されており、上記手帳記号番号が払い出された区の印が押されていることから、同日まで遡って被保険者資格を取得したと推認でき、平成 2 年 4 月の手帳記号番号払出時点までは申立期間は国民年金の未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を1年分まとめて納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人の母親から渡されたとする年金手帳では、国民年金の「初めて被保険者となった日」は「平成3年4月1日」と記載されており、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、母親は、上記手帳以外に申立人に係る別の手帳を所持していたことはないとしているなど、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続き及び保険料の納付時期に関する記憶は明確でない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月16日から38年6月1日まで

A社に木型製作人として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の社員旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員二人の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は昭和38年3月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、同年3月15日から同年6月1日までの期間については、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は所在が不明であることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に申立期間に係る同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった3人は、いずれも同社における厚生年金保険の取扱いについて不明であると供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和37年5月1日より後に被保険者資格を取得した者がいないことが確認できる上、記録訂正、欠番等の不自然な記録は見当たらない。そして、申立人は、自分より後に入社した同職種の同僚二人を記憶しているが、当該被保険者名簿では、両人の氏名も見当たらない。

このため、A社は、昭和37年5月1日より後に従業員の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には約3年間勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、また、同社が 20 年 3 月に廃業した際に事業主だった者は、申立期間に係る資料を保管しておらず、申立人についても記憶していない旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 14 人の従業員に申立人の勤務等について照会を行ったところ、回答のあった 8 人のうち 3 人が申立人を記憶していたものの、申立人の在籍期間については不明であるとしており、また、いずれの回答者も同社における厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

また、日本年金機構は、申立期間当時、B社会保険事務所（当時）では標準報酬月額 of 定時決定に当たり、算定基礎届が事業所から提出されなかった被保険者について、事業所別被保険者名簿の標準報酬月額の欄に「※」印を記載していたとしているところ、A社に係る上記被保険者名簿における申立人の昭和 35 年 10 月の「標準報酬等級の変せん」欄に「※」印が記載されていることから、同社は、申立人に係る同年の算定基礎届を提出しておらず、当該届出を行う時点で、申立人が被保険者でなかったことを認識していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 14 日から同年 6 月 1 日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 57 年 1 月 14 日に、B社から取引先であるA社へ移った経緯はあるが、申立期間には間違いなく同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び申立人と一緒にB社からA社に移った同僚一人の供述から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、同社は平成 9 年に倒産し、当時の資料は残っていないが、申立期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、給与から保険料は控除していない旨供述しているところ、申立人から提出のあった昭和 57 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている給与の「支払額」は、オンライン記録の同社における申立人の同年 6 月の標準報酬月額を基に算出した 12 か月分の給与額と申立人が記憶する同年の賞与額（2回分）との合計額とおおむね一致していることが確認できるものの、「社会保険料等の金額」は、オンライン記録により申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同年 6 月以降の 7 か月分の標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とほぼ一致することから、申立期間に係る給与からの保険料控除は無かったものと認められる。

さらに、申立人は、自身と一緒にB社からA社に移籍した者は、同社の元事業主を含めて 3 人いるとしているところ、オンライン記録では、当該 3 人は、申立人と同様にB

社で昭和 57 年 1 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、移籍先の A 社において同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 6 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、いずれの者も申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月28日から31年7月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社に係る人名簿(職員録)は、毎月1日付けで発行されていることが確認できるところ、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を最初に取得した昭和28年8月1日から被保険者資格を最後に喪失した35年5月2日までの期間に係る人名簿により、申立人は、申立期間の前後の被保険者記録がある期間について、正社員又は雇員としての記録が確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和30年10月1日から31年3月1日までの期間に係る人名簿に申立人の氏名の記載は無く、同年4月1日から同年6月1日までの期間に係る人名簿には、申立人の氏名の記載はあるものの、試用期間である旨の表記が確認できる。

このことについて、B社は、「昭和30年10月1日から31年3月1日までの期間について、人名簿には、試用期間の者のみならず、嘱託やアルバイトの者まで全ての勤務形態の従業員を網羅して記載していたので、氏名の記載の無い申立人については、当該期間に勤務していなかったとしか考えられない。また、同年4月1日から同年6月1日までの期間について、人名簿には、申立人が試用期間である旨の表記が確認できるところ、試用期間中の従業員は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除することもあり得ない。」と供述している。

また、申立期間当時の上記人名簿において、申立人が勤務していたA社C課における12人の従業員に試用期間があることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿によると、いずれの者も試用期間中は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できることから、B社の試用期間には厚生年金保険に加入させていなかった旨の説明が裏付けられる。

さらに、上記人名簿及び被保険者名簿により、申立期間における勤務が確認できる同僚及び従業員計 13 人に申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった 11 人全員が不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月21日まで

昭和18年から女子挺身隊員としてA社（現在は、B社）に勤務していたので、女性に厚生年金保険が適用された19年10月1日から20年7月21日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に申立人のA社における申立期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答を得られなかったことから、申立人の同社における申立期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人のA社における申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、申立期間当時の申立人の上司及び同僚等に確認する等の調査を始めたところ、申立人から、上司及び同僚等への照会を行わないでほしい旨の申出があったことから、これらの者から、申立人の申立期間の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が主張する、女性に厚生年金保険制度が適用された昭和19年10月1日から厚生年金保険に加入していたはずであるという点について、厚生年金保険記号番号払出簿による申立人のA社における記号番号の払出日は20年11月6日、資格取得日は同年7月21日であることから、僅か1年前の19年10月1日に同一事業所において申立人に係る記号番号の払出しや被保険者資格の取得手続きが行われていたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和20年7月21日とされており、同社に係る上記払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の資格取得日と一致していることから、申立人の被保険者記録に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24561 (事案 3277 及び 21640 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年9月7日まで
② 昭和40年7月24日から同年12月まで

A社に勤務した期間のうち、昭和37年頃から39年9月7日までの期間及び40年7月24日から同年11月頃までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあつせんはできないとの通知を受けた。その後、同社に勤務した期間は、39年4月1日から40年12月29日までであったことを思い出したので、39年4月1日から同年9月7日までの期間及び40年7月24日から同年12月29日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を同委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあつせんはできないとの通知を受けた。

しかし、A社に勤務した期間は、昭和39年4月1日から40年12月29日までではなく、やはり、申立期間①及び②を含む37年3月から40年12月までであったと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録について、これまでに2回申立てをしているところ、1回目の申立てについては、申立人が記憶していた同僚に係る雇用保険の記録と厚生年金保険の記録が一致しており申立人についてもほぼ一致していること、また、同僚3人は申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない旨回答している上、申立期間①及び②において同社で厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員のうち、申立人のことを記憶していると回答した従業員はいなかったこと等から、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は、新たに同僚と撮影した写真を提出する

とともに、A社における上司及び営業所の事務担当者の名前を思い出したとして申立てを行ったが、当該写真は撮影日が不明であり、申立人と一緒に写っている同僚は、同社において申立人の厚生年金保険の被保険者期間と重複する被保険者期間を有していることから、当該写真により申立人が昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間及び 40 年 7 月 24 日から同年 12 月 29 日までの期間に同社で勤務していたことを確認することはできないこと、また、申立人が新たに思い出した上司及び営業所の事務担当者に照会したところ、上司は、申立人のことを記憶しているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答しており、営業所の事務担当者は、申立人に関する記憶がはっきりしない旨回答していること等から、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社の同僚が、厚生年金保険被保険者証により同社に係る厚生年金保険被保険者記録が訂正されているとして、当該同僚の厚生年金保険被保険者証の写しを提出し、自身の年金記録の訂正を申し立てているが、当該被保険者証の写しは、申立人の同社における厚生年金保険の加入や保険料控除などを確認又は推認することができる資料ではないこと、また、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年11月2日まで
② 昭和45年11月2日から47年10月30日まで
③ 昭和49年2月25日から59年3月1日まで

A社に勤務した申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務したとするA社を吸収合併したB社は、A社の社員に係る資料は保管しておらず、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立期間①当時にA社が加入していたC健康保険組合は、申立人の申立期間①における健康保険加入記録が無いことから、申立人は当時健康保険組合には加入していなかったとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に被保険者となっている元従業員16人に申立人の同社における勤務状況等について照会したところ、11人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の当該期間の勤務状況について確認することができない。

2 申立期間②及び③については、B社は、上記のとおり、A社の社員に係る資料は保管しておらず、申立人の勤務状況等は不明としているが、C健康保険組合は、申立人がA社の従業員として昭和45年11月2日から59年3月1日まで同組合における加入記録があるとしていることから、申立人は、申立期間②及び③に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②及び③に被保険者となっている元従業員 35 人に照会し、21 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C健康保険組合は、申立期間②及び③当時、同組合の加入事業所が同組合に提出する各種届出等の用紙は、社会保険事務所（当時）に提出する厚生年金保険に係る各種届出等の用紙との複写式ではなかったし、加入事業所に同組合の健康保険被保険者が厚生年金保険の被保険者となっているかどうかの確認はしていなかったことから、同組合の健康保険被保険者が厚生年金保険の被保険者であったかどうかは分からないとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間より前の昭和 43 年 1 月 1 日に、別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得すると同時に、それまで任意で加入していた国民年金の被保険者資格を喪失しており、また、当時も社会保険事務所における国民年金の被保険者資格の得喪処理が被保険者からの届出により行われていたところ、申立人がC健康保険組合の被保険者となっている期間のうち、47 年 10 月 30 日から 49 年 2 月 25 日までの期間において、国民年金に任意加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このように、申立人は、申立期間②の最終日である昭和 47 年 10 月 30 日に国民年金に任意加入しているが、厚生年金保険と加入資格要件が基本的に同じ健康保険の被保険者資格を同日に喪失しておらず、同日以降も健康保険の被保険者資格が継続していることからみると、申立人が同日に国民年金に任意加入したのは、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したためであるとは考えられず、申立人は、申立期間②においては厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人が昭和 49 年*月*日に国民年金の被保険者資格を喪失しているのは、同日に満 60 歳となり、かつ、その時点で国民年金の受給要件を満たしたことにより、国民年金の加入資格要件を欠くこととなったためであり、A社において厚生年金保険に加入したためであるとは考えられない。

このため、申立人は、A社に勤務し、C健康保険組合で健康保険に加入していた期間について、厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと考えられる。

3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から同年7月1日まで
② 平成18年10月1日から19年7月1日まで
③ 平成20年4月1日から同年12月1日まで
④ 平成20年12月1日から22年12月1日まで

A社に代表取締役として勤務している期間のうち、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していたため、同社から年金事務所へ当該期間に係る標準報酬月額を訂正するための届出を平成25年1月21日及び同年2月22日に行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の標準報酬月額は、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA社における申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立期間①については、当初、9万8,000円と記録されていたところ、平成25年2月26日付けで41万円に訂正されており、申立期間②については、当初、41万円と記録されていたところ、同日付けで59万円に訂正されており、申立期間③については、当初、30万円と記録されていたところ、同日付けで59万円に訂正されており、申立期間④については、当初、20年12月から21年8月までは30万円、同年9月から22年11月までは9万8,000円と記録されていたところ、同日付けで20年12月から21年9月までは59万円、同年10月から22年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正されていることが確認できるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象とならないものとして記録されており、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の金額となっている。
- 2 申立期間①、②及び④については、申立人から提出された平成18年分、19年分、

21 年分及び 22 年分の源泉徴収簿により、申立人は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料ではなく、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人から提出された平成 20 年分の申立人に係る源泉徴収簿では、当該期間に標準報酬月額 62 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが記載されている。

しかしながら、A社から委託を受けて当該源泉徴収簿を作成した税理士は、「当該源泉徴収簿の社会保険料のうちの厚生年金保険料については、A社の厚生年金保険被保険者が申立人のみであることから、同社が社会保険料の口座引き落としとして使用している通帳において、社会保険事務所（当時）により厚生年金保険料として引き落とされた金額の半額を申立人の厚生年金保険料として記入していたが、当該通帳には平成 20 年 8 月から同年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料の引き落とし金額が無かったので、当該期間に係る厚生年金保険料については、同社が口座引き落としではない方法で社会保険事務所に納付したと解釈し、当該源泉徴収簿の当該期間に係る厚生年金保険料は、当該期間より前の厚生年金保険料と同額を記載した。また、税理士として、源泉徴収簿は作成したが、給与明細書は作成していないし、給与支給事務においてどのように厚生年金保険料が控除されていたかは知らない。」と供述している。

また、A社の唯一の厚生年金保険被保険者であり、かつ、事業主でもある申立人は、自身の給与について、「毎月、実際にA社から給与を支給されていたというわけではなく、お金が必要になった時に同社の口座からお金を引き出して使っていた。給与からの厚生年金保険料の控除については、委託税理士に任せていたので、控除額は分からない。」と供述している。

このため、申立人の申立期間③における給与からの実際の厚生年金保険料控除額は確認できない。

一方、上記税理士がA社の申立人に係る源泉徴収簿に厚生年金保険料控除額を記載する上でその根拠としていた、同社の通帳において社会保険事務所により引き落とされた厚生年金保険料を申立期間③についてみると、日本年金機構B事務センターは、「保有する同社に係る債権記録リストからみて、平成 20 年 4 月から同年 7 月までは、標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料を徴収したが、同年 9 月に標準報酬月額が同年 4 月に遡って 62 万円から 30 万円に訂正されたことから、同年 7 月までの保険料を多く徴収することになってしまったため、多くなった分の保険料を同年 8 月から同年 11 月までの保険料に充当しており、当該期間に保険料を徴収しておらず、結果として申立期間③については、標準報酬月額 30 万円に相当する厚生年金保険料を徴収したことになる。」としており、同社は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料について、標準報酬月額 30 万円に相当する額を社会保険事務所に納付したもの

と認められる。

また、申立人は、上記減額訂正に係る届出を自らが行ったとしており、当該届出の結果、標準報酬月額が平成20年4月まで遡及して30万円に訂正されることにより、同年4月から保険料が減額されることを承知していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき被保険者の記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであり、特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このため、仮に、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、事業主として、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間③について、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。